４　健康局に参事官を新設し、同局健康課の所掌事務を変更することとした。（第四〇条、第四二条及び第四六条関係）

５　関係政令について、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

６　この政令は、令和四年六月二八日から施行することとした。

◇**環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三六号）（環境省）

１　大臣官房に地域脱炭素推進審議官を置くとともに、大臣官房に置かれる審議官の数を変更することとした。（第一一条第一項及び第五項関係）

２　地球環境局及び同局地球温暖化対策課の事務の一部を大臣官房及び同環境経済課に移管することとした。（第三条第一項第三六号、第四条第四号、第一七条第四号及び第二七条第一号関係）

３　大臣官房に地域政策課、地域脱炭素事業推進課及び参事官を置くこととした。（第一二条及び第一九条～第二一条関係）

４　大臣官房環境計画課を廃止するとともに、その事務を大臣官房総合政策課、地域政策課及び地域脱炭素事業推進課に移管することとした。（第一六条、第一九条第二号、第四号及び第五号、第二〇条並びに改正前の第一七条関係）

５　地球環境局並びに同局総務課及び地球温暖化対策課の事務の一部を大臣官房地域政策課、地域脱炭素事業推進課及び参事官に移管することとした。（第三条第一項第三六号、第四条第一号及び第二号、第一九条第一号及び第三号、第二〇条、第二一条、第二六条第二号及び第三号並びに第二七条第一号関係）

６　水・大気環境局土壌環境課を廃止するとともに、その事務を同局水環境課に移管することとした。（第三〇条、第三四条及び改正前の第三三条関係）

７　大臣官房及び同地域脱炭素事業推進課の所掌事務の特例を規定することとした。（附則第二項及び第四項関係）

８　その他所要の規定の整備を行うこととした。

９　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三七号）（環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六〇号）の施行期日は、令和四年七月一日とすることとした。

◇**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三八号）（環境省）

１　株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数

株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）の借入金及び社債発行の限度額を得るために機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすることとした。（第一条関係）

２　関係政令の整備

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六〇号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、次の政令の規定において掲げられている法人に機構を追加することとした。（第二条～第八条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条及び第四三条第七項

㈤　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成一三年政令第九号）本則

㈥　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

㈦　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

３　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和四年七月一日）から施行することとした。

◇**裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三九号）（法務省）

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三一号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇**高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第二四〇号）（経済産業省）

１　高圧ガス保安法に基づく製造保安責任者試験の実施に要する費用の現状に鑑み、製造保安責任者試験の受験手数料の額を引き上げることとした。（別表第二関係）

２　この政令は、令和四年六月三〇日から施行することとした。（附則関係）

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条中「分掌し」を「つかさどり」に改める。

第七十六条第一項中「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削る。

第七十七条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第七十八条に次の一号を加える。

八　総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

第七十九条第三号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号中「他課」の下に「及び参事官」を加える。

第八十六条中「情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し」を「次に掲げる事務をつかさどり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものに関すること。

二　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関すること。

附則中第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

附則第十九条第一項中「附則第十九条第一項第二号」を「附則第二十条第一項第二号」に改め、同条を附則第二十条とする。